赤坂地区（あかさか）　活性化計画

愛媛県
愛媛県伊予市・松前町

平成22年6月

１　活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	赤坂地区活性化計画						
都道府県名	愛媛県	市町村名	伊予市･松前町	地区名	赤坂	計画期間	平成22年度～平成25年度

目　　標　：

赤坂泉を水源とする地域の幹線用水路を整備することにより、農業用水を安定的に確保し優良農地を維持保全するとともに、多様で豊かな水に恵まれている環境特性を大切に育み保全することにより、現在の認定農業者数２７人（平成２１年）から３０人へ増加させることを目標に、定住の促進を図るものとする。

目標設定の考え方

地区の概要:

計画地区は、伊予市・松前町の東部に位置し、一級河川重信川の左岸に開けた肥沃な水田地帯である。また県都松山市に隣接することから、県都機能拡大の影響が近年現れ始め、一部地域では宅地化や混住化がみられるが、重信川と赤坂泉などの親水空間と田園空間が調和した農村景観が見られる。
本地区の農業は、水稲を中心に野菜・柑橘との複合経営が営まれてきたが、松山市に隣接する立地条件を活かした都市近郊型農業の推進や、近年の食の多様化・食の安心安全など、消費者ニーズに即した農産物の生産を進め、地区内の徳丸集落では農地・水環境保全向上対策でネギ栽培の環境負荷低減に取り組むなど付加価値の高い新たな営農展開を図っている。

現状と課題

計画地区は重信川中流域に位置し、水稲中心の生産が行われているが、重信川は流量が乏しい上、中流域ではそのほとんどが伏流してしまうことから、河床に取水樋管を築造したり、泉を整備するなど、農業用水の確保に努力を重ねてきた。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等によって管理労力が不足し、農業用施設の機能の低下や老朽化が懸念されている。また、地区内の都市化・混住化の進行に伴い、旧来より築かれてきた集落機能が失われることも危惧されている。
このため、幹線用水路を整備することにより、安定的な農業用水を供給し優良農地を確保するとともに、多様で豊かな水を活かした緑と水のネットワークを形成し、人と自然が調和した集落づくりを行うことで、「農住共生」をスローガンとした住民の定着を図っていく必要がある。

今後の展開方向等

①農業用用水施設の再整備による、農地・農業用施設の維持保全
②近年の渇水傾向のなかで、消費者ニーズに即した農産物の水需要に対応する農業用水の確保による、安定的な農業経営と付加価値の高い都市近郊農業の展開
③親水空間形成など、農業用水の持つ多面的機能の活用による、農業振興と調和した快適な住環境の構築

これらの施策を実施し、農業振興と快適な住環境の調和を図りながら、現在の農業基盤の維持と定住人口の定着を図る。

２　目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

（1）法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名（事業メニュー名）	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
伊予市・松前町	赤坂	基盤整備（農業用用排水施設）	伊予市	有	イ	

（2）法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

（3）関連事業（施行規則第2条第3項）

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

（4）他の地方公共団体との連携に関する事項

３ 活性化計画の区域（※1）

赤坂地区（愛媛県伊予市・松前町）	区域面積	635ha

区域設定の考え方

①法第３条第１号関係：

当該区域の面積635haのうち農林地面積は427haで67%を占め、就業人口のうち約19%が農業従事者である。地域の営農形態は水稲を中心とした、野菜・柑橘栽培の複合経営が盛んな、都市近郊の農業地域である。

②法第３条第２号関係：

区域内の農家人口は近年減少傾向にあり（H19　713人→H21　705人）、また農業従事者の高齢化傾向は深刻（高齢化率 40.2%：農林業センサス2005）であることから、活性化のために定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。また、本区域は伊予市と松前町の総合計画の中で、農業振興や田園環境と住環境の共生を図る地域に位置付けられている。

③法第３条第３号関係：

計画区域には、市街地を形成している区域は含んでいない。

６ 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度に、愛媛県農地整備課及び伊予市産業経済課、松前町まちづくり課が、伊予市産業経済課並びに松前町産業課における認定農業者の申請数を調べることにより、区域内の認定農業者数の推移を検証していく。

参考様式1

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計 画 主 体 名	計 画 期 間
えひめけん 愛媛県（代表）	平成22年度～平成25年度
いよし　まさきちょう 伊予市・松前町	

＜連絡先＞

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農地整備課	089-941-2111	089-921-9579	nouchiseibi@pref.ehime.jp
伊予市産業経済課	089-982-1111	089-982-1708	nabeta-toyoki@city.iyo.lg.jp
松前町まちづくり課	089-985-2111	089-985-4148	213tochi@town.masaki.ehime.jp

Ⅰ　事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増　加　率　等　の　算　出
定住等の促進に資する 農業用用排水施設等の機能の確保	79．7　ha	計画区域における農業用用排水施設の機能の確保（ha）＝ 計画期間内に農業用用排水施設の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積（ha）

事業活用活性化計画目標の設定根拠

水稲を中心とした農業を営む本地区は、重信川に隣接する赤坂泉を水源とした赤坂水路が地域の重要な幹線用水路となっているが、近年の河川流量や泉からの湧水量減少及び施設の老朽化による、農業用水の確保と維持管理に多大な労力を要している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足によって管理労力が不足し、農業用用水施設の機能低下が懸念されている。

本事業の実施により、農業用用水施設を整備し水利条件を改善することにより、農業生産性の向上や農業経営の安定を図るとともに、消費者ニーズに合った新たな営農展開が可能となることから、計画期間内に農業用用排水施設の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積を目標として設定する。

農業用用排水施設受益面積　Ａ＝79.7ha

事業活用活性化計画目標	増加率等	増　加　率　等　の　算　出

事業活用活性化計画目標の設定根拠

（交付対象事業別概要）

Ⅱ　活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費（千円）	交付金要望額（千円）	交付額算定交付率	交付限度額（千円）	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用用排水施設	赤坂地区	農業用用水施設整備	用水路　L＝330m ｱﾝｶｰ式空石護岸 練石積護岸 樋門　n＝1基 ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ	H22～H24	伊予市	46,000	24,287	52.8%	24,287	地域の幹線用水路を整備することにより、農業用水の供給機能が確保され、農業用水の安定確保と優良農地を維持保全することができるとともに、多様で豊かな水を活かした環境特性の保全により人と自然が調和した「農住共生」を目指し、定住の促進を図るものである。
合　計						46,000	24,287		24,287	

（参考様式３） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

		計画の提出年度	新規・変更の別 新規：1 変更：2	都道府県名	都道府県コード（地方公共団体コード番号（総務省））	計画主体名	計画主体コード（地方公共団体コード番号（総務省））	計画番号	ハード事業、ソフト事業の別 ハード：1 ソフト：2	整理コード	市町村名	地区名	地域指定状況									計画期間最終年度	事業活用活性化計画目標		輸出促進条件整備事業	地域再生計画との関連	耕作放棄地の解消に向けた取組の有無	全体計画							
													山村	過疎	特農	半島	離島	豪雪	急傾斜地	沖縄	奄美		目標番号	増減率等	ポイント ※市町村合計欄に記入	ポイント ※市町村合計欄に記入	ポイント ※市町村合計欄に記入	連携計画優先枠関係	再生可能エネルギー優先枠関係	事業メニュー番号	事業メニュー名	要件類別番号	事業内容及び事業量	実施期間	事業実施主体
事業別内容	内訳	H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1	1	1	伊予市 松前町	赤坂		1																1	農業用用排水施設	7	農業用用水施設 L=330m 水門N=1	H22～H24	伊予市
										2																									
										3																									
										4																									
										5																									
										6																									
										7																									
										8																									
										9																									
										10																									
										11																									
										12																									
										13																									
										14																									
	合計（F）	H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1		999											H25													H22～H24	
事業活用活性化計画目標等		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1		1001												9	79.7ha												
										1002																									
										1003																									
										1004																									
										1005																									
										1006																									
①事業費計（＝（F））		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1		2001																									
②ハード事業		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1	1	2002																									
	創意工夫発揮事業								1	2003																									
	附帯事業								1	2004																									
③ソフト事業									2	2005																									
	創意工夫発揮事業								2	2006																									
④市町村等附帯事務費		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1	1	2007																									
⑤都道府県附帯事務費		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1	1	2008																									
総合計（①＋④＋⑤）		H22	1	愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1		2009																									
うちハード事業（②＋④＋⑤）		H22		愛媛県	380008	愛媛県 伊予市・松前町	380008	1	1	2010																									
うちソフト事業（③）									2	2011																									
共同で計画作成を行う場合の内訳																																			
	事業費（ハード）								1																										
	市町村等附帯事務費								1																										
	事業費（ソフト）								2																										
	事業費（ハード）								1																										
	都道府県附帯事務費								1																										
	市町村等附帯事務費								1																										
	事業費（ソフト）								2																										

注：記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要（参考様式１）のⅣの記入要領によること。

全体事業費 A	交付金額（千円未満は切り捨て）	交付額算定率	交付限度額 C＝A×B（千円未満は切り捨て）	前年度まで 事業費	前年度まで 交付金額 D	本年度 事業内容及び事業量	本年度 事業費	本年度 交付金額（千円未満は切り捨て）	本年度 都道府県費	本年度 市町村費	本年度 その他	本年度 本年度末進捗率 E	本年度 単年度交付限度額 C×E－D（千円未満は切り捨て）	本年度 仕入れに係る消費税相当額	本年度までの累計 事業費	本年度までの累計 交付金額	翌年度以降（予定） 翌年度以降 事業費	翌年度以降 交付金額	平成23年度 事業費	平成23年度 交付金額	平成24年度 事業費	平成24年度 交付金額	平成25年度 事業費	平成25年度 交付金額	平成26年度 事業費	平成26年度 交付金額	備考
円	円		円	円	円		円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
46,000,000	24,287,000	52.8	24,287,000			測量設計一式	1,965,000	1,037,000	98,250	692,200	137,550	4.3	1,037,000	該当なし	1,965,000	1,037,000	44,035,000	23,250,000	26,035,000	13,746,000	18,000,000	9,504,000					
46,000,000	24,287,000		24,287,000	0	0		1,965,000	1,037,000	98,250	692,200	137,550	4.3	1,037,000	0	1,965,000	1,037,000	44,035,000	23,250,000	26,035,000	13,746,000	18,000,000	9,504,000	0	0	0	0	
46,000,000	24,287,000		24,287,000				1,965,000	1,037,000	98,250	692,200	137,550		1,037,000		1,965,000	1,037,000	44,035,000	23,250,000	26,035,000	13,746,000	18,000,000	9,504,000					
46,000,000	24,287,000		24,287,000				1,965,000	1,037,000	98,250	692,200	137,550		1,037,000		1,965,000	1,037,000	44,035,000	23,250,000	26,035,000	13,746,000	18,000,000	9,504,000					
182,000	91,000		91,000				6,000	3,000		2,475	525		3,000		6,000	3,000	176,000	88,000	104,000	52,000	72,000	36,000					
780,000	390,000		390,000				32,000	16,000	16,000				16,000		32,000	16,000	748,000	374,000	442,000	221,000	306,000	153,000					
46,962,000	24,768,000		24,768,000				2,003,000	1,056,000	114,250	694,675	138,075		1,056,000		2,003,000	1,056,000	44,959,000	23,712,000	26,581,000	14,019,000	18,378,000	9,693,000					
46,962,000	24,768,000		24,768,000				2,003,000	1,056,000	114,250	694,675	138,075		1,056,000		2,003,000	1,056,000	44,959,000	23,712,000	26,581,000	14,019,000	18,378,000	9,693,000					

（参考様式2）

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県伊予市・松前町		
計画期間 実施期間	平成22年度～平成25年度 平成22年度～平成24年度	総事業費（交付金）	46,000千円（24,287千円）

1　計画全体について

項　　目	チェック欄	判　断　根　拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	定住等の促進に資する農業用用排水施設等の機能を確保すべく、農業用用排水施設を整備し、農業用水を安定して供給する環境を整えることで担い手が定着できる農業経営を確立し、認定農業者数の増加を目指すとともに、農地・農業施設の維持保全と農業用水の持つ多面的機能や農村景観により農業振興と調和の取れた住環境整備し農村の活性化を目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	伊予市・松前町の総合計画、土地改良事業計画等との整合が図られている。 また県および伊予市過疎地域自立方針との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	赤坂水利組合や地域住民が組織する自治会等に事業概要を説明し、合意形成されている。
事業の推進体制は確立されているか	○	赤坂水利組合が中心となり事業推進委員会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域の幹線用水路の整備により定住等の促進に資する農業用用排水施設等の機能の確保を図り、農業用水の安定確保と優良農地を維持保全するとともに、認定農業者数の増加および多様で豊かな水を活かした環境特性の保全により「農住共生」を目指し、定住の促進を図ることとしており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	地域の幹線用水路であることから、かんがい期間等を考慮した施工計画を検討して実施期間を3年とし、実施効果発揮の猶予期間の1年を考慮して計画期間4年としており、ともに適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付要望額　＝　24,287千円 交付限度額　＝　46,000千円　×　交付額算定交付率52.8%　＝　24,287千円であり、範囲内である。

２ 個別事業について　　（赤坂地区）

項　　目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	―	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）により、護岸（空石積み）20年、護岸（練石積み）30年、コンクリート水路40年、水門30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年８月１日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が１．０以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比＝1.85＞1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体（市）と、事業メニュー①の事業内容の用件である受益面積が5ha以上（79.7ha）を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また伊予市（代表）が施工し、赤坂水利組合が、農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	―	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	―	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	―	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	―	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	赤坂泉の末端部分と保全対象種が確認された区間の環境配慮ポイントに留意し、水路全線を空石積護岸（ｱﾝｶｰ式空石積）で整備せず、練石積護岸やコンクリート水路を採用するなど、環境配慮の必要性や環境配慮内容を使い分け、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	―	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	―	備品を交付の対象としていない。

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水路改修計画の地元説明を現地にて実施し、用地買収の必要性や必要箇所の説明をしており、今後、適切に用地交渉を進め、用地を確保する予定である。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	伊予市・松前町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	赤坂水利組合において、適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。